

7 松建第 188 号
令和 7 年(2025 年)10 月 29 日

長野県松本建設事務所長

利便増進誘導区域の指定について（通知）

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 33 条第 2 項第 3 号の規定に基づき、利便増進誘導区域を指定するので、同条第 4 項の規定により下記のとおり公示する。

その関係図面は、令和 7 年 10 月 29 日から、30 日間一般の縦覧に供する。

記

- 1 利便増進誘導区域の指定日
令和 7 年 11 月 1 日
- 2 道路の種類及び路線名
一般国道 143 号
- 3 利便増進誘導区域として指定する場所
一般国道 143 号（松本駅前北交差点～市民芸術館西交差点）
松本市中央一丁目
- 4 図面縦覧場所
長野県松本建設事務所